

一番下で、「離婚時の年金分割」の問題でございますけれども、年金の分割の方法として、夫の名義であるけれども、受給権が発生した年金の金額そのものを分割するというやり方、それから受給権発生前の納付記録も含めて分けておくことによりまして、権利そのものを分ける方法と2通りあるということの紹介をしております。この分割の有無あるいは分割割合は夫婦の合意により決定をする原則、さらに合意が成り立たない場合には、裁判によって決定するということもあり得るということを書いておりますが、その場合につきましては、納付記録を分けておいて権利を分けるという財産分与の請求権を構成することにつきまして、単純に納付記録だけを分けても、年金の受給権に直接には結び付かないような場合もあるということで、事実としての保険料納付記録を分けることの請求権の法的な整備ということをもう少し詰めていく必要がございます。

また、現在ほとんどが協議離婚という状況の中で、裁判実務上対応していくかということの体制整備等の問題もございますので、そのような検討が必要であるということでございまして、まず、合意に基づく「年金受給権」の分割をまず導入し、さらに請求が裁判でできることについても引き続き検討していくということが適当ではないかということを記しております。

なお、受給権が発生した場合の実際の金額を夫名義のものであっても分けるということにつきましては、今の年金法上の一身専属の受給権法規定につきまして見直しをし、できる仕組みを併せて導入することも適当ではないかということを記しております。それから、分割は改正後の離婚に限るというようなことについての御指摘も記しております。

一番下は、離婚の場合の年金分割あるいは3号期間についての年金分割だけでなく、婚姻が継続されている場合の婚姻中の分割も認めるべきではないかという御意見がありましたが、一方で、そのような分割はその必要性、今の夫婦別産制等との仕組みの整理について問題も多いという御指摘があったことを記しております。

次に「障害年金」でございますが、これにつきましては、障害を持ちながらも働く方が増えている中で、障害基礎年金と自分が働いた結果としての老齢厚生年金の組み合わせも考えるべきではないかという点の御指摘を記しております。

なお、加入していなかったり、保険料を拠出していなかった障害者に年金を支給することは社会保険方式の下では困難であり、福祉的措置で対応すべきであって、その検討を進めるべきであるということを記しております。

「被用者年金の一元化」の問題でございますが、閣議決定を踏まえて検討を急ぐべきであることと、その際にも被用者年金の統合は早期に実施すべきである御意見があったことを記しております。

「企業年金」につきましては、審議整理メモにありました方向性あるいは意見について、分かれている点も含めてそれぞれ記しています。厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度それぞれについて審議メモに沿った記述をさせていただいております。

国民年金の問題、公的年金制度全体の運営の問題として、重大な問題であります国民年金保険料の納付率低下につきましては、徹底した対策をとっていくべきであるということを強く御指摘があったことを記しております、そのときに厚生労働省において大臣を本部長とした取組を始めており、要因分析をし、新たな徴収対策を徹底して実施する、あるいは国民の義務についての意識の徹底を図っていき、着実な収納対策

を取り組むべきだということを具体的な御指摘として挙げさせていただいております。それから、特に度重なる納付督励によっても義務を果たさない者に対しては、強制徴収ということで、世代間連帯の下の納付義務の履行を求めていく仕組みをきちんと構築すべきであるということを記しております。そのほか、税制の改正の面からも、未納者については、国民年金保険料の社会保険料控除が当然のように行われないように、納付の証明をする書類の添付を義務付ける、あるいは個人年金等の適用を除外することも必要であるということを記しております。

それから、〈制度の理解を深めるための仕組み〉といたしまして、年金に関する情報をできだけ幅広くわかりやすく提供していくべきであるということを記しております。その中ではポイント制のような仕組みについても、実施上の留意点とともに検討すべきであるというようなことを挙げさせていただいている。

最後に、「福祉施設等」ということでございますけれども、厚生年金、国民年金の福祉施設事業につきましては、新しいニーズを踏まえて速やかな見直しを行う必要があるということを記しております。また、グリーンピア、住宅融資等につきましても、閣議決定を踏まえて早期に廃止をすべきであるということを記しています。

長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 宮島部会長

概ね以上のような内容でございます。それで、これからこの意見のたたき台につきまして、それぞれ御意見いただいて、できるだけ皆さんの御意見は反映させるような努力はしたいと考えております。

それでは、どこということは特にございませんけれども、これにつきまして改めて御意見をいただきたいと思いますので、どうぞ、どなたからでも結構でございますから、小島委員どうぞ。

○ 小島委員

結構沢山あるのですけれども、細かなところはなるべく省いて、ポイントいくつかについて絞って、とりあえず今日は発言したいと思います。

2ページの「しかしながら、いくつかの課題も残された」ということで、1、2、3点出されておりますけれども、この順番の問題について、ここで保険料引上げ凍結解除が1番になっていますけれども、7ページでは、最大の課題は国庫負担の2分の1の引き上げという表現になっておりますので、次の制度改革に向けては、この国庫負担2分の1に引き上げるということをまず第一に挙げるべきだろうと思っております。その順番は問題だと思っております。そこが1点であります。

それから、10ページの保険料の2つ目の「○」で、「現在の保険料引上げの凍結は速やかに解除すべきである」という表現になっておりますけれども、これについて私は前回発言をしましたけれども、保険料凍結の解除は国庫負担2分の1の引上げと同時であるべきだということと、その際には保険料を一旦引き下げるという方向で前回の改正のときに検討されたという経過を十分踏まえるべきだということをぜひ意見として入れていただきたいと思っております。

次に、〈給付と負担の見直し方法〉のところに、「給付水準が自動的に調整される仕組み（保険料固定方式）を導入することが適当である」と記されておりますけれども、これについて、私としては反対の意見を持っておりますので、すべてのメンバーが、これでいいと言っているわけではありませんので、表現を工夫をしていただければと思います。

同じように、マクロ経済スライドの導入についても、「(マクロ経済スライド) とすることが適當である」という表現になっておりますけれども、これについても、その下でこれに対する反対の意見、私の意見が含まれておりますので、「適當である」という表現というところを工夫をして「大勢を占めた」あるいは「意見が多かった」というようなところで工夫をしていただければと思っております。

その関係で言いますと、11ページの〈マクロ経済スライド〉の項目の上に、これに対する反対の意見が出ておりますけれども、ここについては、「年金水準が裁定時まで分からぬ」という点で、若い世代の不信心は払拭できないとの意見があつた」ということなのですが、「さらに給付水準が大幅に引き下げられることになり、逆に不信心が高まるおそれがある」という意見も私としては述べておりますので、そういうことも補強していただければと思います。

もう一つ、〈マクロ経済スライド〉のところですが、12ページの「なお」以下で私の反対の意見が出ておりますけれども、「マクロ経済スライドは、少子化の進行で給付水準が低下を続け、高齢期の生活を支える主柱としての年金の役割が損なわれるおそれがあるため」とありますが、「があり、特に中小企業労働者や女性の低い年金、障害年金なども一律に低下する問題があり、導入すべきでない」というような補強をお願いできればというふうに思います。

それから、年金積立金の役割のところですが、これは前回の部会で発言したことありますけれども、積立金の役割については記載をされておりますけれども、積立金の運用の在り方について記載が落ちていると思います。前回発言して、8月1日付で意見書を出しておりますので、そこに記載されている積立金の市場運用のリスクの問題、やはり「積立金の安全運用に徹すべき」という趣旨での意見、あるいは項目といいますか、それをぜひ入れていただければと思います。

それと「支え手を増やす方策等」という項目であります。ここで言っていることについて、特段異論があるわけではありませんけれども、どうも、この流れを見てみると、支え手を増やす方策が必要だということで、「短時間労働者に対する厚生年金の適用」ということで、パート等への適用拡大ということにすぐなるわけでありますので、そうすると、どうもパートへの適用拡大というのは、保険料を取りやすいところから取るというようなことにとられかねないこともあります。ここでは、私がこれまで言っているのは、就労形態がどういう形態であれ、雇用労働者としては社会保険に原則加入するというのが基本であり、そういう視点から見て、現在の社会保険あるいは厚生年金への適用の在り方、これを見直す必要がある、そういう視点からパート等への適用拡大という表現、そういう流れでぜひ文章を整理していただければと思います。

それと少し細かなところで、短時間労働者に対する厚生年金の適用の問題で、これも私も、5人未満の事業所についても適用を図るべきだという発言をしました。ここでは「厚生年金の適用の在り方」となっていますが、「適用を図ることについての検討」という意見を言っていたつもりです。そういう関係で、これは意見書の中には出していたのですが、個人事業所の事務の簡素化を図るためにも社会保険事務組合という新しい方式というか、そういうものが必要ではないかと思いますので、その検討についても付け加えていただければと思います。

それから、「女性と年金」に関わるところ、特に第3号被保険者の見直しについては、〈年金分割案〉について、「3号に限定された年金分割案では、個人レベルでの負担と給付との関係という中では不公平感がさらに高まるおそれがあり、理解を得るのは難しいのではないか」という意見をぜひ入れておいていただき

たいと思います。

あとは「障害年金」のところの無年金障害者の問題です。これも私意見書の中では、福祉的措置と基礎年金の国庫負担相当分を合わせ技で対応すべきではないかという意見を述べておりますので、そのこともぜひ記載をお願いできればと思います。

最後に、国民年金の保険料徴収の問題で、33ページの「このほかにも、税制の面で」というところです。ここについて、自営業者等で申告納税するときに国民年金の保険料の納付証明を添付するというのは当然必要だと思います。けれども、個人年金の保険料控除を認めないというのは少し別問題ではないかと思いますので、この問題については慎重にすべきであるということを意見として付け加えたいと思います。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。なるべく今の御意見を取り入れる方向でお願いします。順番の入れ替えですか、マクロ経済スライドで、後に名目下限ですか、そういう話が出てきますから、今の御意見の中で下限がないという発想では必ずしもないことは、この中でも触れてあるとは思っています。

それでは、矢野委員どうぞ。

○ 矢野委員

大小取り混ぜていろいろ申し上げます。ページを追って申し上げたいと思うのですが、まず、1ページに平成12年改正時に年収2割程度にした理由に「ヨーロッパ諸国並み」ということが書かれているのですが、そういう理由づけはなかったのではないかと思います。そこはチェックしていただきたいと思います。

2ページの「○」の2つ目で、「高齢期の生活の主柱として」という言葉がありますが、これまでの年金部会あまり使われてこなかった表現でございまして、年金部会のコンセンサスにはなっていないと思います。ですからむしろ「主柱」という言葉ではなくて、「基本的な部分」という表現にした方がいいのではないかと思います。ほかでも何所か出でますので、同じような考え方でまとめてはどうかと思います。

また、「経済の回復、活性化が不可欠であり」という表現がありますが、まさにこのとおりであります。これは賛成であります。この表現を3ページの「年金改革の基本的な視点」の中にも繰り返しになりますが、入れたらどうかと思います。例えば3ページの一番上の「○」の①で、例えば「経済を活性化させる持続可能な制度とする」とか、②で「給付と負担のバランスを見直して、制度に対する信頼を確保する」というところで、もう一度繰り返してはどうかと思います。

それから、3ページの一番下の「・」の2つ目で、世代間の給付と負担の不公平について、一方的に問題ではないかのような記述になっておりますが、少し踏み込みが足りないとと思っております。ここでは見直しというのではなくて、「抜本的な改革」という言葉が適当ではないかと思います。

それから、社会保障審議会の意見書がありますが、その中の表現なども取り入れたらいいと思います。メモしてきましたので読んでみると、3ページ一番下の「また、人口、社会経済の・・・」というフレーズの後に続けて、「今後、急激な人口変動に伴う負担の急激な上昇ができるだけ幅広い世代により支え合うとともに、生涯を通じた負担の平準化を図るという観点から、保険料や税について、高齢者世代も含めたあらゆる世代が能力に応じて広く公平に負担を分かち合う方向で努力する必要がある。」という趣旨を繰り返す必要があると思います。こここの部分は全体について文章の見直しをしたらいいのではないかと思っておりま

す。

未納未加入問題について、最初の「・」で、「徹底した対応を図るべきである」とありますが、それは大変結構なことですが、具体的な内容が書かれていない。32ページ以下に運営面のことが書かれておりますが、それ以外に具体的に何を指しているのかはっきりしないという問題がある。制度に対する誤解や説明不足を説くことと、負担した保険料や将来の年金給付の情報を提供するだけでは、徹底した対応と言えないと思います。やはり抜本的に見直しをすることが必要であって、その上で情報提供などの充実が必要になってくるという順序ではないかと思います。それから、徴収の強化策として、私どもの意見として言ったもので、あまり論議を呼んでおりませんが、まず法律どおりの滞納処分の実施を行うことです。これはこの文章の中にもあらわれています。そのほか、例えば国民健康保険やパスポートや運転免許証の取得更新時の納付実績の提出義務付けとか、保険料徴収と税との一体徴収の体制といったようなことによって事務の効率を目指すべきである、こういう主張をしてきたわけでありますので、意見書の中にも取り上げていただきたい。最終的にどういう方法が一番いいのかということは今後の論議を待つにしても、意見として申し上げたつもりであります。

それから、〈社会保障制度や他の制度との関連等総合的な視点〉については、前の方に取り上げた点は大変前進であると思っておりますが、この中で国民負担率については、私どもは一貫して50%以下に押さえるべきということを述べておりますので、その意見についてはここに触れてほしいと思います。先ほどの御説明で社会保障審議会で詳しく論議されているのでここでは書かないというお話がありましたが、大事な点は書いておくべきだと思います。それから、年金負担の上昇を押さえるべきということですが、強制的負担と個々人の選択に委ねられる負担というのは同列に論すべきではないと私どもは思っております。「なお」書きの部分について、文章として「重くなりかねない」とありますが、そういう意見があったということを書いた上で、「しかし、強制的負担と個々人の選択に委ねられる負担を同列に論すべきでない、という意見もあった」というように触れていただく必要があると思います。

7ページですが、「今後とも議論を進めていくべきである」という非常にあいまいな表現になっている。もっと将来の方向性と検討スケジュールについての言及をすべきだと思います。

8ページですが、ここは非常に重要な点で、「数値自体に大きな意味があるわけではない」と片づけているが、制度に対する国民の不信が非常に強く言われている中で、このような説明で国民の理解を得られるのか、国民の理解と大きくかけ離れた表現になっているのではないかと思います。淡々としてこのように言うやり方もあるかもしれません、やはり年金部会の国民に対するメッセージとしては不十分だと思います。不信を取り除くために部会としても反省すべきことを共通認識すべきだと思います。例えば「厚生労働省が行つたいざれの比較を見ても、後世代ほど負担に対する給付の比率が小さくなるということに変わりはなく、抜本的な見直しが必要であると考えられる」といったようなまとめ方にすべきではないかと思います。

10ページにまいりますが、〈保険料負担〉のところで、「現在の保険料引上げの凍結は速やかに解除すべきである」と書いてある。これは前回も申し上げましたが、前回の改正時に「凍結解除と基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げの時期は同じとすることが基本である」という大臣の国会答弁もあるわけでありまして、その趣旨を盛り込んでここに書き込むべきだと思います。例えば「保険料引上げの凍結解除は平成11年改正の際の国会答弁等も踏まえて、国庫負担割合の引上げと時期は同じにすべきである」という意見

を盛り込んでいただきたい。

それから、このページの最後で、ここでもヨーロッパ諸国との比較が出ているのですが、各国における賃金水準の相違があることから、保険料率の高低だけで論議することは適切ではないと思っております。ちなみに国際競争力の観点から言いますと、ヨーロッパの企業では労働コストのより低い地域への移転で全体的に競争力をつける動きがあって、高い失業率に悩む結果となって、保険料率の引下げに努力をしていると聞きますが、一方、我が国がどんどん保険料が上がるということではコスト競争力を悪化させて、経済の活力をそぐことになって、それは妥当ではないという意見も反映させてほしいと思います。このページの最後の行に、「長期間固定」とありますが、国民に対する丁寧な説明をする観点からいたしますと、20%とか15%というだけではなくて、「現行の保険料率13.58%を極力上回らない水準で固定すべきである」という意見も書き込むべきであります。また、国民にわかりやすく説明する観点から、現行を極力上回らないというだけでなく、現行、すなわち「13.58%」という保険料率をここに書き込む必要があると思います。

11ページで、2つ目の「○」で、「最終的な保険料水準を法律上も明示し」とありますが、国庫負担率をはっきりさせないままに最終的な保険料率だけを法定させるということになりますと、これは国民の安心感にはつながらないと思います。私どもとしては、「給付の抑制、基礎年金の税方式化等の抜本改革の道筋とともに、負担の限度を明確に示すべきである」と書き込むべきではないかと思っております。その下に「保険料固定方式は、努力すれば」云々とありますが、努力すればという意味がよくわかりません。誰が何の努力をするのかわからない。はっきりしないのであれば、書かない方が良いと思います。

最後の〈マクロ経済スライド〉ですが、私どもはマクロスライド方式のような方法を導入する方法論を論じる前に、既裁定者も含めて給付水準を抑制することが先決であると思っております。その上でマクロスライド調整の仕組みを組み込んでいったらいいのではないかと思います。

それから12ページで「（実績準備法）が、将来予測の変動に左右されない点でより望ましい」とありますが、その部分はこの部会での一致した意見にはなってないのではないか、異論が出ていると思います。少し表現について検討していただきたいと思います。

次の13ページですが、「年金改定率の下限について、名目年金額下限型と物価下限型の二つの方法が考えられる」とありますが、この表現を「名目年金額下限型と物価下限型、さらには下限を設けない方法と三つの方法がある」と書いて後につなげるべきではないかと思います。したがって、そういう点から言いますと、「名目年金額下限の方が望ましい」といった表現についても、もう少し工夫が必要だと思います。

14ページですが、「給付水準の調整には一定の限度を設けるべきである」と書かれてありますけれども、負担と給付のバランスをとって、持続可能な制度としていくためには、「給付水準には下限を設けるべきではない」という意見もあったということも盛り込んでいただきたいと思います。

15ページですが、「社会保障制度として問題がある」というように断定するのは少し言い過ぎなのではないかと思います。「という意見があった」という表現が適切ではないでしょうか。

〈年金課税〉の文章に盛り込んでいただきたい1つのフレーズがあるのですが、それは「拠出時、運用時非課税、給付時課税の原則を徹底していくべきである」という表現を思想として織り込んでいただきたい。年金課税というと幅広く、公的年金、私的年金もありますので、こういうような表現がよろしいのではないかと思います。

それから、18ページの「短時間労働者に対する厚生年金の適用」問題ですが、「5人未満の個人事業所」についての記述があります。これは私どもが主張した点なのですが、順序として「厚生年金の適用の在り方をまず検討すべきだ」ということです。また、短時間労働者についての検討を行う場合には慎重な検討が必要でありまして、「厚生年金の適用拡大を行うべきである」と言い切っておりますが、そう言い切ることはできないのではないかでしょうか。長い目で見た本来の在り方と当面の在り方と少し混同した表現になつてゐるのではないかと思います。結局、私どもが申し上げてきた意見ですが、「取りやすいところから取るためにやるべきではなくて、その前提として、給付抑制と負担増の抑制、基礎年金の間接税方式化をまず行うべきである」という意見も盛り込んでいただきたいと思います。

それから、30ページ〈確定給付企業年金制度〉の中途脱退者の通算制度の拡大の部分に、「厚生年金基金連合会による」という表現がありますが、これはまだ十分な議論がなされていないので削除した方がいいのではないかと思います。

31ページの支払保証制度について、「導入すべきではないとの意見があった」と書かれておりますが、私どもは支払保証制度については導入すべきではないと思っております。したがいまして、例えば「ポータビリティの拡充に関連して支払保証制度を設けるべきではない」といった意見があつたことも追加で盛り込んでもらいたいと思います。

口頭で発言しているだけでは少しあわかりにくい点があつたかと思います。また、あまり時間をとってもどうかと思い、省略したところもありますので、もし必要があれば、これ全体をメモしまして、この意見書(案)の対比で後ほど部会長にお届けしてもよろしいでしょうか。

○ 宮島部会長

わかりました。

○ 矢野委員

ありがとうございました。お時間をいただきまして。

○ 宮島部会長

その際、もし例えば、今、矢野委員がおっしゃったような意見を組み込んだときに、逆にそれに対して反論して、また併記をするというようなことが起こり得ると思いますけれども、それはそれでよろしゅうござりますか。

○ 矢野委員

結構でございます。

○ 宮島部会長

それでは、井手委員どうぞ。

○ 井手委員

「女性と年金」のところでいくつか意見を申し上げたいと思います。23ページに①、②、③ということで、男女の雇用機会、賃金格差に関する認識の違い、前回審議整理メモに関する意見で述べた意見を採用していただいておりまして、大変ありがたいと思っておりますけれども、「この考え方の違いは、遺族年金の在り方や離婚時の年金分割を検討する場合についても観点の違いとして共通するものである」と記されてはおりますが、こうした記述でも、第3号被保険者問題の項目の中に入っている形になっております。